

周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例制定について

周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和7年12月5日 提出

周南市長 藤井律子

周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年周  
南市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」とい  
う。）」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条  
中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事  
業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を  
「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「開始、」を  
「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「。以下「認定こども園法」という。」を削り、「係る利用定員」  
の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第  
1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条を次のように改める。

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年山口県条例第3号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年山口県条例第55号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山口県条例第35号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年周南市条例第28号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参考)

周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
(最低基準の目的) 第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（ <u>乳児等通園支援事業を行う事業所</u> （以下「 <u>乳児等通園支援事業所</u> 」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	(最低基準の目的) 第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（ <u>乳児等通園支援事業所</u> の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
<u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u> 第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	<u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u> 第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
<u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</u> 第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	<u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u> 第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 (略)	2 (略)

現行	改正案
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の<u>開始、終了</u>に関する事項 及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の<u>開始及び終了</u>に関する事項 その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p>
<p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

現行	改正案
<p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「<u>認定こども園法</u>」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>	<p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>
<p><u>（設備及び職員の基準）</u></p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、該当各号に定めるところによる。</p>	<p><u>（設備及び職員の基準）</u></p> <p>第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</p>
	<p><u>（設備及び職員の基準）</u></p> <p>第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p>

現行	改正案
(1) <u>保育所 呉童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u> (保育所に係るものに限る。)	(1) <u>保育所 呉童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> （平成24年山口県条例第3号）（保育所に係るものに限る。）
(2) <u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u>	(2) <u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例</u> （平成18年山口県条例第55号）
(3) <u>幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準</u> （平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）	(3) <u>幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> （平成26年山口県条例第35号）
(4) <u>家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</u> （平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）	(4) <u>家庭的保育事業等を行う事業所 周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> （平成26年周南市条例第28号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
（準用） 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 <u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u>	（準用） 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。
（電磁的記録） 第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書	（電磁的記録） 第28条 乳児等通園支援事業者及びその <u>乳児等通園支援事業所の職員</u> は、記録、作成その他これらに類するもののうち、こ

現行	改正案
<p>面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>の条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>